

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第4回登米市農業委員会総会		
開催日時	令和6年7月25日（木） 午後1時30分 開会 午後2時20分閉会		
開催場所	中田庁舎3階 旧議場		
議長の名氏	会長 高橋 清範		
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】 1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 上 野 栄 公 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴 木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範		
	【農地利用最適化推進委員】 1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 田 崎 光 雄 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 白 石 久 喜 9番 佐々木 正 志 10番 岩 渕 和 也 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 千 葉 博 直 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴 木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛		
	(は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員)		
事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、佐藤主幹、三浦主事、飯塚主事、書記：園田農地管理係長		

議 題	議案第 28 号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 15 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 24 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 26 号 非農地証明願について 議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 29 号 農業委員会委員の辞任について
会 議 結 果	議案第 28 号 原案のとおり決定した。 報告第 14 号 議案書のとおり報告した。 報告第 15 号 議案書のとおり報告した。 議案第 23 号 原案のとおり決定した。 議案第 24 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 25 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 26 号 原案のとおり決定した。 議案第 27 号 原案のとおり決定した。 議案第 29 号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 21 番佐藤瑛彦委員、議席番号 1 番小野寺義幸委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、議案第 28 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 次に、産業経済部から説明願います。 《産業経済部説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 2 区の報告を登壇してお願いします。
2 番委員	令和 6 年 7 月 19 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。 進行番号 1 番は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、除外は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 7 月 25 日 現地調査委員 1 番 小野寺 義幸 委員 23 番 門馬 一郎 委員 2 番 鈴木 泰子 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声あり》 無いようですのでこれで質疑を終わります。

	これから議案第 28 号を採決します。 お諮りします。 本案は、可とすることにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 28 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、可とすることに決定いたしました。 ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。 《 休 憩 》 再開いたします。
議長	日程第 5、報告第 14 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 14 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告第 15 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 15 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、議案 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。
それではこれより議案第 23 号を採決します。
お諮りします。
本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 8、議案第 24 号農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。
第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

21 番委員

令和 6 年 7 月 19 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。

農地転用事業計画進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。申請内容は迫町佐沼地内に倉庫を新築する目的として許可されている事業の計画変更です。当初の計画では、平成 28 年 9 月 30 日に事業が完了する計画でしたが、倉庫を新築することができなくなったため事業計画に変更が生じてしまったとの申し出があり、変更承認申請に至ったとのことでした。現在も駐車場として利用しているため、

変更による周囲の影響は見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

農地転用事業計画進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は米山町中津山地内に太陽光発電施設を設置する目的として許可されている事業の計画変更です。当初の計画では令和6年11月30日に事業が完了する計画でしたが、変更前の太陽光発電パネルの在庫がなくなったため事業計画に変更が生じてしまったとの申し出があり、変更承認申請に至ったとのことです。転用目的などに変更はなく、太陽光パネルの枚数、資金計画の変更のため、変更による周囲の影響は見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します

令和6年7月25日

現地調査委員

20番 櫻井 利光 委員

22番 鹿野 昭子 委員

21番 佐藤 瑛彦 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第24号について質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第24号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第9、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本案件の進行番号5番が16番 高橋 健之 委員 が代理人として関係している案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。

したがって、審議の進め方は、「委員の案件」と「委員以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議は、分離して行うことに決定しました。

はじめに委員の案件進行番号5番についての審議に入ります。

本案件は16番 高橋 健之 委員 の案件ですので、同 委員 の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第2区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

2番委員

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年7月25日

現地調査委員

1番 小野寺 義幸 委員

23番 門馬 一郎 委員

2番 鈴木 泰子 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第25号の委員の案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

これで質疑を終わります。

これから議案第25号の進行番号5番を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることに、ご異議ありませんか。

	《異議なしの声》 異議なしと認めます。 よって、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についての進行番号 5 番は可とすることに決定しました。 16 番 高橋 健之 委員 の入場を許可します。 《委員入場》
議長	次に、議案第 25 号の委員以外の案件について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。
21 番委員	農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、駅からおおむね 300 メートル以内の区域の農地であるため、第 3 種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 10 ページから 11 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 7 月 25 日 現地調査委員 20 番 櫻井 利光 委員 22 番 鹿野 昭子 委員 21 番 佐藤 瑛彦 委員
議長	次に、第 2 区の報告を登壇してお願いします。
2 番委員	令和 6 年 7 月 19 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年7月25日

現地調査委員

1番 小野寺 義幸 委員

23番 門馬 一郎 委員

2番 鈴木 泰子 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第25号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 25 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 6 番、7 番は既に利用状況が変更になっていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導すべきことを付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について委員以外の案件は、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 10、議案第 26 号非農地証明願について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 27 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、所有権移転の進行番号 7 番が委員の案件ですので、進行番号 32 番から 34 番は私の案件でございます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、所有権移転の進行番号 7 番についての審議に入ります。

本案件は 19 番、芳賀秀二委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 27 号の委員の案件、所有権移転の進行番 7 番を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 27 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての所有権移転の進行番号 7 番は、原案の通り決定いたしました。

19 番、芳賀秀二委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 27 号の委員以外の案件について審議に入ります。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 27 号の委員以外の案件について採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 27 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

議長

次に、日程第 12、議案第 29 号農業委員会委員の辞任について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 29 号について採決します。
お諮りします。
本案は、辞任に同意する旨を答申することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案第 29 号農業委員会委員の辞任については、辞任に同意する旨答申することにいたしました。

議長	以上で、総会日程は終了しました。 令和6年度第4回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	---

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和6年7月25日

議長(会長)

議事録署名人 2番

議事録署名人 3番